

福井県地域防災計画 改定案 新旧対照表

(本編、震災対策編、雪害対策編)

目次

本	編	1
震 災 対 策 編		1 2
雪 害 対 策 編		2 0

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案				
<p>福井県地域防災計画（本編）</p> <p>第1章 総則 第1～3節（略）</p> <p>第4節 防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱 第1（略） 第2 各機関の連携 災害対策の実施にあたっては、国、県、市町、指定地方公共機関および指定公共機関はそれぞれの機能を果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。</p> <p>併せて国、県、市町を中心に、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力の向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することにより、国、県、市町、事業者、住民等が一体となって防災対策を推進するものとする。</p> <p>第3 処理すべき事務または業務の大綱 (1)～(2)（略） (3) 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="174 783 1099 842"> <tr> <td>6. 北陸農政局 (福井支局)</td> <td>(1)～(4) (5) 災害時における米穀および応急用食糧等の確保と引渡</td> </tr> </table> <p>(4)～(6)（略）</p> <p>第2章 災害予防計画 第1節 水害予防計画 第1～5（略） 第6 警戒避難体制の整備</p> <p>(1)～(5)（略） (6) 市町は、地域の実情に即した河川の水位の状況、降雨の度合等から総合的に判断し、あらかじめ、避難勧告指示の基準ならびに避難経路および避難場所等を具体的に定めるものとする。</p> <p>(7) 市町は、浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料を図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。また、中小河川、決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池および内水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関と連携しつつ作成・検討を行う。</p> <p>(8)～(10)（略）</p>	6. 北陸農政局 (福井支局)	(1)～(4) (5) 災害時における米穀および応急用食糧等の確保と引渡	<p>福井県地域防災計画（本編）</p> <p>第1章 総則 第1～3節（略）</p> <p>第4節 防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱 第1（略） 第2 各機関の連携 災害対策の実施にあたっては、国、県、市町、指定地方公共機関および指定公共機関はそれぞれの機能を果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。 <u>特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。</u></p> <p>併せて国、県、市町を中心に、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力の向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することにより、国、県、市町、事業者、住民等が一体となって防災対策を推進するものとする。</p> <p>第3 処理すべき事務または業務の大綱 (1)～(2)（略） (3) 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="1198 783 2123 842"> <tr> <td>6. 北陸農政局 (福井県拠点)</td> <td>(1)～(4) (5) 災害時における米穀および応急用食糧等に関する県および本省との連絡調整</td> </tr> </table> <p>(4)～(6)（略）</p> <p>第2章 災害予防計画 第1節 水害予防計画 第1～5（略） 第6 警戒避難体制の整備</p> <p>(1) 県、市町および近畿地方整備局福井河川国道事務所は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努めるものとする。</p> <p>(2)～(6)（略） (7) 市町は、地域の実情に即した河川の水位の状況、降雨の度合等から総合的に判断し、あらかじめ、避難勧告・指示（緊急）の基準ならびに避難勧告等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制を計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。</p> <p>(8) 市町は、浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料を図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。<u>その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。</u>また、中小河川、決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池および内水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関と連携しつつ作成・検討を行う。</p> <p>(9)～(11)（略） (12) 県、市町および近畿地方整備局福井河川国道事務所は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策</p>	6. 北陸農政局 (福井県拠点)	(1)～(4) (5) 災害時における米穀および応急用食糧等に関する県および本省との連絡調整
6. 北陸農政局 (福井支局)	(1)～(4) (5) 災害時における米穀および応急用食糧等の確保と引渡				
6. 北陸農政局 (福井県拠点)	(1)～(4) (5) 災害時における米穀および応急用食糧等に関する県および本省との連絡調整				

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案											
<p>第7（略）</p> <p>第8 要配慮者利用施設の所有者または管理者の責務 市町地域防災計画に名称および所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画の作成および自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した計画および自衛水防組織の構成員等について市町長に報告するものとする。</p> <p>第9～11（略）</p> <p>第2～14節（略）</p> <p>第15節 緊急事態管理体制整備計画 第1～4（略）</p> <p>第5 県の緊急事態管理体制 (1) 総合防災センターの機能充実 災害対策を強力に推進するためには、総合防災センターの機能の充実を図ることが必要であることから、雨量および降積雪量の影響、地震の被害想定結果等幅広い対応を考慮し、職員に対する防災研修の実施、総合防災センターの設備等の充実等を推進する。 ①～④（略）</p> <p>(2)～(7)（略）</p> <p>第6～8（略）</p> <p>第16節 避難対策計画 第1（略） 第2 指定緊急避難場所 (1) 指定緊急避難場所の指定 災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保する観点から、市町は、災害対策基本法施行令（以下、政令という。）で定める基準に適合する災害の危険が及ばない場所または施設を、災害ごとに、指定緊急避難場所として、その管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民に対して周知徹底を図るものとする。 なお、特に風水害における指定緊急避難場所の指定に当たっては、市町は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受け入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。</p> <p>(2)（略）</p>	<p><u>をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。</u></p> <p>第7（略）</p> <p>第8 要配慮者利用施設の所有者または管理者の責務 市町地域防災計画に名称および所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、<u>関係機関の協力を得て</u>、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画の作成および自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した計画および自衛水防組織の構成員等について市町長に報告するものとする。</p> <p>第9～11（略）</p> <p>第2～14節（略）</p> <p>第15節 緊急事態管理体制整備計画 第1～4（略）</p> <p>第5 県の緊急事態管理体制 (1) 総合防災センターの機能充実 災害対策を強力に推進するためには、総合防災センターの機能の充実を図ることが必要であることから、雨量および降積雪量の影響、地震の被害想定結果等幅広い対応を考慮し、職員に対する防災研修の実施、総合防災センターの設備等の充実等を推進する。 ①～④（略） ⑤<u>広域物流拠点の指定</u> 大規模地震等が発生した際、国や他都道府県からの大量の支援物資を円滑に受け入れ・仕分けし、市町に配送するため<u>広域物流拠点を予め指定する。</u> <広域物流拠点></p> <table border="1" data-bbox="1211 831 2029 951"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>施設</th> <th>住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">嶺北</td> <td>福井県産業会館（1号館、2号館）</td> <td>福井県福井市下六条町103</td> </tr> <tr> <td>サンドーム福井（イベントホール）</td> <td>福井県越前市瓜生町5-1-1</td> </tr> <tr> <td>嶺南</td> <td>つるがきらめきみなと館</td> <td>福井県敦賀市桜町1-1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(7)（略）</p> <p>第6～8（略）</p> <p>第16節 避難対策計画 第1（略） 第2 指定緊急避難場所 (1) 指定緊急避難場所の指定 災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保する観点から、市町は、災害対策基本法施行令（以下、政令という。）で定める基準に適合する災害の危険が及ばない場所または施設を、災害ごとに、指定緊急避難場所として、その管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民に対して周知徹底を図るものとする。 なお、特に風水害における指定緊急避難場所の指定に当たっては、市町は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受け入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。また、<u>地域住民に対し、必要に応じて避難場所の開設・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。</u> 市町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。</p> <p>(2)（略）</p>	区分	施設	住所	嶺北	福井県産業会館（1号館、2号館）	福井県福井市下六条町103	サンドーム福井（イベントホール）	福井県越前市瓜生町5-1-1	嶺南	つるがきらめきみなと館	福井県敦賀市桜町1-1
区分	施設	住所										
嶺北	福井県産業会館（1号館、2号館）	福井県福井市下六条町103										
	サンドーム福井（イベントホール）	福井県越前市瓜生町5-1-1										
嶺南	つるがきらめきみなと館	福井県敦賀市桜町1-1										

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>(3) 住民への周知 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていることおよび避難の際には発生するおそれのある災害に対応した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、指定避難所が必ずしも特定の災害の指定緊急避難場所に指定されていない場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>第3 指定避難所 (1) ～ (4) (略)</p> <p>第4～5 (略)</p> <p>第17節 (略)</p> <p>第18節 広域的相互応援体制整備計画 第1 県内広域相互応援体制 (1) 福井県・市町村災害時相互応援協定 県および市町は、市町独自では十分な<u>応急措置</u>が実施できない場合に備え、当該市町が他の市町に要請する<u>応急措置</u>を円滑に遂行するため締結した「福井県・市町村災害時相互応援協定」に基づき、密接な連携体制を整備する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第2 (略) 第3 協定締結機関との協定 (1) ～ (2) (略) (3) 応急生活物資供給 (略) 福井県経済農業協同組合連合会、福井県地方卸売市場協議会、福井市中央卸売市場協会、株式会社パロー、福井県米穀株式会社、有限会社南部酒造場、株式会社ハイピース、株式会社若狭瓜割、株式会社おおい、福井市（企業局）、池田町（振興開発課）、高浜町（総務課）、北陸コカ・コーラボトリング株式会社、サントリーフーズ株式会社（北陸支店）、キリンビバレッジ株式会社北陸支社、および株式会社ローソンおよび株式会社ファミリーマートそれぞれと締結している「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定」</p> <p>(4) その他 (略) 福井県葬祭業協同組合および全日本葬祭業協同組合連合会と締結している「災害時における棺および葬祭用品の供給等ならびに遺体の搬送等の協力に関する協定書」</p>	<p>(3) 住民への周知 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていることおよび避難の際には発生するおそれのある災害に対応した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、指定避難所が必ずしも特定の災害の指定緊急避難場所に指定されていない場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。 <u>市町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。県および市町は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。</u></p> <p>第3 指定避難所 (1) ～ (4) (略) (5) 避難所の運営管理に必要な知識等の普及 <u>市町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>第4～5 (略)</p> <p>第17節 (略)</p> <p>第18節 広域的相互応援体制整備計画 第1 県内広域相互応援体制 (1) 福井県・市町災害時相互応援協定 県および市町は、市町独自では十分な<u>災害応急対策</u>が実施できない場合に備え、当該市町が他の市町に要請する<u>災害応急対策</u>を円滑に遂行するため締結した「福井県・市町災害時相互応援協定」に基づき、密接な連携体制を整備する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第2 (略) 第3 協定締結機関との協定 (1) ～ (2) (略) (3) 応急生活物資供給 (略) 福井県経済農業協同組合連合会、福井県地方卸売市場協議会、福井市中央卸売市場協会、株式会社パロー、福井県米穀株式会社、有限会社南部酒造場、株式会社ハイピース、株式会社若狭瓜割、株式会社おおい、福井市（企業局）、池田町（振興開発課）、高浜町（総務課）、北陸コカ・コーラボトリング株式会社、サントリーフーズ株式会社（北陸支店）、キリンビバレッジ株式会社北陸支社、<u>大塚製薬株式会社金沢支社</u>、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマートおよび株式会社セブン-イレブン・<u>ジャパン</u>それぞれと締結している「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定」</p> <p>(4) その他 (略) 福井県葬祭業協同組合および全日本葬祭業協同組合連合会と締結している「災害時における棺および葬祭用品の供給等ならびに遺体の搬送等の協力に関する協定書」 <u>国土交通省北陸地方整備局、新潟県、富山県、石川県、一般社団法人日本埋立浚渫協会北陸支部、北陸港湾空港建設協会連合会、一般社団法人日本海上起重技術協会北陸支部、全国浚渫協会日本海支部、一般社団法人日本潜水協会、一般社団法人海洋調査協会および一般社団法人港湾技術コンサルタンツ協会と締結している「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書」</u> <u>福井県倉庫協会と締結している「災害時等における物資の保管等に関する協定書」</u> <u>西日本段ボール工業組合と締結している「災害時等における段ボール製品の供給に関する協定書」</u> <u>福井県旅館ホテル生活衛生同業組合と締結している「災害時における被災者への宿泊施設等の提供に関する協定</u></p>

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>第4～5（略）</p> <p>第19節（略）</p> <p>第20節 防災知識普及計画</p> <p>第1 防災知識普及計画</p> <p>（1）県民に対する防災知識の普及</p> <p>県および市町は、県民の防災意識の高揚を図るため、各種の手法を活用した教材、マニュアルを作成するほか、県民に対する社会教育、防災に関する様々な動向や各種データの分かりやすい発信などを通じて、防災に対する関心を高め、防災知識を普及させる。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、<u>警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。</u></p> <p>①（略）</p> <p>② 普及の内容</p> <p>ア～ク（略）</p> <p>ケ 警報等発表時、<u>避難指示・避難勧告・避難準備情報の発令時</u>にとるべき行動、様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動</p> <p>コ～シ（略）</p> <p>第21～23節（略）</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 緊急活動体制計画</p> <p>第1～4（略）</p> <p>第5 福井県災害対策本部の設置</p> <p>（1）～（8）（略）</p> <p>（9）市町災害対策本部等への職員の派遣</p> <p>災害対策本部長（知事）は、市町が災害対策本部を設置した場合は、直ちに職員を市町災害対策本部に派遣し、市町からの情報収集、県からの情報伝達、市町からの応援要請の相互調整等を行わせる。</p> <p>また、状況に応じ、職員を災害現場等へ直接派遣し、被害状況等の情報収集を行わせる。特に、市町が報告を行うことができなくなったときは、被災地への職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして積極的に情報収集を行う。</p>	<p><u>書</u></p> <p><u>ヤフー株式会社と締結している「災害に係る情報発信等に関する協定」</u></p> <p><u>株式会社アクティオ、株式会社カナモトおよび株式会社レンタルのニッケンそれぞれと締結している「災害時等における資機材の供給に関する協定書」</u></p> <p><u>株式会社ケンユーおよび株式会社ニードそれぞれと締結している「災害時等における災害用トイレ等の供給に関する協定書」</u></p> <p><u>福井県行政書士会と締結している「災害時における行政書士による被災者支援に関する協定書」</u></p> <p><u>国土交通省近畿地方整備局、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、京都市、大阪市、堺市、神戸市、独立行政法人水資源機構関西・吉野川支社、中日本高速道路株式会社名古屋支社、中日本高速道路株式会社金沢支社、西日本高速道路株式会社関西支社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社および一般社団法人日本建設業連合会関西支部と締結している「災害時における災害応急対策業務及び建設資材調達に関する包括的協定書」</u></p> <p><u>NTTタウンページ株式会社と締結している「防災啓発情報の発信に関する協定書」</u></p> <p>第4～5（略）</p> <p>第19節（略）</p> <p>第20節 防災知識普及計画</p> <p>第1 防災知識普及計画</p> <p>（1）県民に対する防災知識の普及</p> <p>県および市町は、県民の防災意識の高揚を図るため、各種の手法を活用した教材、マニュアルを作成するほか、県民に対する社会教育、防災に関する様々な動向や各種データの分かりやすい発信などを通じて、防災に対する関心を高め、防災知識を普及させる。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、<u>警報等や避難指示（緊急）等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。</u></p> <p>①（略）</p> <p>② 普及の内容</p> <p>ア～ク（略）</p> <p>ケ 警報等発表時、<u>避難指示（緊急）・避難勧告・避難準備・高齢者等避難開始の発令時</u>にとるべき行動、様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動</p> <p>コ～シ（略）</p> <p>第21～23節（略）</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 緊急活動体制計画</p> <p>第1～4（略）</p> <p>第5 福井県災害対策本部の設置</p> <p>（1）～（8）（略）</p> <p>（9）市町災害対策本部等への職員の派遣</p> <p>災害対策本部長（知事）は、市町が災害対策本部を設置した場合は、直ちに職員を市町災害対策本部に派遣し、市町からの情報収集、県からの情報伝達、市町からの応援要請の相互調整等を行わせる。</p> <p>また、状況に応じ、職員を災害現場等へ直接派遣し、被害状況等の情報収集を行わせる。特に、市町が報告を行うことができなくなったときは、被災地への職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして積極的に情報収集を行う。</p> <p>災害対策本部長（知事）は、地震等の大規模な災害が発生し、市町が十分な災害応急対策活動を行うことができない</p>

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行				改 正 案																																																																																																																											
(10)～(15) (略) 第6～10 (略) 第2～3節 第4節 防災気象計画 第1～9 (略) (別表2) 大雨警報基準				いと判断した場合、土木職や保健師等で構成される市町災害対応支援班を派遣し、市町災害対策本部の運営等を支援するものとする。 (10)～(15) (略) 第6～10 (略) 第2～3節 第4節 防災気象計画 第1～9 (略) (別表2) 大雨警報基準																																																																																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>市町をまとめた地域</th> <th>市町</th> <th>雨量基準</th> <th>土壌雨量指数基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">嶺北北部</td> <td>福井市</td> <td>平地地：R3=70 平地地以外：R1=50</td> <td><u>96</u></td> </tr> <tr> <td>あわら市</td> <td>平地地：R1=40 平地地以外：R1=80</td> <td><u>102</u></td> </tr> <tr> <td>坂井市</td> <td>平地地：R3=90 平地地以外：R1=80</td> <td><u>102</u></td> </tr> <tr> <td>永平寺町</td> <td>平地地：R1=40 平地地以外：R1=80</td> <td>114</td> </tr> <tr> <td>越前町</td> <td>R3=70</td> <td><u>96</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">嶺北南部</td> <td>鯖江市</td> <td>平地地：R3=80 平地地以外：R1=60</td> <td><u>126</u></td> </tr> <tr> <td>越前市</td> <td>平地地：R1=40 平地地以外：R1=60</td> <td><u>115</u></td> </tr> <tr> <td>池田町</td> <td>R1=60</td> <td><u>122</u></td> </tr> <tr> <td>南越前町</td> <td>R1=60</td> <td><u>112</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">奥越</td> <td>大野市</td> <td>平地地：R1=40 平地地以外：R1=80</td> <td>108</td> </tr> <tr> <td>勝山市</td> <td>平地地：R3=80 平地地以外：R1=60</td> <td>105</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">嶺南東部</td> <td>敦賀市</td> <td>平地地：R1=40 平地地以外：R1=60</td> <td><u>98</u></td> </tr> <tr> <td>美浜町</td> <td>R1=60</td> <td><u>101</u></td> </tr> <tr> <td>若狭町</td> <td>R3=90</td> <td><u>122</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">嶺南西部</td> <td>小浜市</td> <td>平地地：R1=40 平地地以外：R1=80</td> <td><u>111</u></td> </tr> <tr> <td>高浜町</td> <td>R1=60</td> <td><u>123</u></td> </tr> <tr> <td>おおい町</td> <td>R1=60</td> <td><u>108</u></td> </tr> </tbody> </table>				市町をまとめた地域	市町	雨量基準	土壌雨量指数基準	嶺北北部	福井市	平地地：R3=70 平地地以外：R1=50	<u>96</u>	あわら市	平地地：R1=40 平地地以外：R1=80	<u>102</u>	坂井市	平地地：R3=90 平地地以外：R1=80	<u>102</u>	永平寺町	平地地：R1=40 平地地以外：R1=80	114	越前町	R3=70	<u>96</u>	嶺北南部	鯖江市	平地地：R3=80 平地地以外：R1=60	<u>126</u>	越前市	平地地：R1=40 平地地以外：R1=60	<u>115</u>	池田町	R1=60	<u>122</u>	南越前町	R1=60	<u>112</u>	奥越	大野市	平地地：R1=40 平地地以外：R1=80	108	勝山市	平地地：R3=80 平地地以外：R1=60	105	嶺南東部	敦賀市	平地地：R1=40 平地地以外：R1=60	<u>98</u>	美浜町	R1=60	<u>101</u>	若狭町	R3=90	<u>122</u>	嶺南西部	小浜市	平地地：R1=40 平地地以外：R1=80	<u>111</u>	高浜町	R1=60	<u>123</u>	おおい町	R1=60	<u>108</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>市町をまとめた地域</th> <th>市町</th> <th>雨量基準</th> <th>土壌雨量指数基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">嶺北北部</td> <td>福井市</td> <td>平地地：R3=70 平地地以外：R1=50</td> <td><u>105</u></td> </tr> <tr> <td>あわら市</td> <td>平地地：R1=40 平地地以外：R1=80</td> <td><u>108</u></td> </tr> <tr> <td>坂井市</td> <td>平地地：R3=90 平地地以外：R1=80</td> <td><u>108</u></td> </tr> <tr> <td>永平寺町</td> <td>平地地：R1=40 平地地以外：R1=80</td> <td>114</td> </tr> <tr> <td>越前町</td> <td>R3=70</td> <td><u>105</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">嶺北南部</td> <td>鯖江市</td> <td>平地地：R3=80 平地地以外：R1=60</td> <td><u>122</u></td> </tr> <tr> <td>越前市</td> <td>平地地：R1=40 平地地以外：R1=60</td> <td><u>112</u></td> </tr> <tr> <td>池田町</td> <td>R1=60</td> <td><u>125</u></td> </tr> <tr> <td>南越前町</td> <td>R1=60</td> <td><u>108</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">奥越</td> <td>大野市</td> <td>平地地：R1=40 平地地以外：R1=80</td> <td>108</td> </tr> <tr> <td>勝山市</td> <td>平地地：R3=80 平地地以外：R1=60</td> <td>105</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">嶺南東部</td> <td>敦賀市</td> <td>平地地：R1=40 平地地以外：R1=60</td> <td><u>100</u></td> </tr> <tr> <td>美浜町</td> <td>R1=60</td> <td><u>100</u></td> </tr> <tr> <td>若狭町</td> <td>R3=90</td> <td><u>134</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">嶺南西部</td> <td>小浜市</td> <td>平地地：R1=40 平地地以外：R1=80</td> <td><u>137</u></td> </tr> <tr> <td>高浜町</td> <td>R1=60</td> <td><u>137</u></td> </tr> <tr> <td>おおい町</td> <td>R1=60</td> <td><u>134</u></td> </tr> </tbody> </table>				市町をまとめた地域	市町	雨量基準	土壌雨量指数基準	嶺北北部	福井市	平地地：R3=70 平地地以外：R1=50	<u>105</u>	あわら市	平地地：R1=40 平地地以外：R1=80	<u>108</u>	坂井市	平地地：R3=90 平地地以外：R1=80	<u>108</u>	永平寺町	平地地：R1=40 平地地以外：R1=80	114	越前町	R3=70	<u>105</u>	嶺北南部	鯖江市	平地地：R3=80 平地地以外：R1=60	<u>122</u>	越前市	平地地：R1=40 平地地以外：R1=60	<u>112</u>	池田町	R1=60	<u>125</u>	南越前町	R1=60	<u>108</u>	奥越	大野市	平地地：R1=40 平地地以外：R1=80	108	勝山市	平地地：R3=80 平地地以外：R1=60	105	嶺南東部	敦賀市	平地地：R1=40 平地地以外：R1=60	<u>100</u>	美浜町	R1=60	<u>100</u>	若狭町	R3=90	<u>134</u>	嶺南西部	小浜市	平地地：R1=40 平地地以外：R1=80	<u>137</u>	高浜町	R1=60	<u>137</u>	おおい町	R1=60	<u>134</u>
市町をまとめた地域	市町	雨量基準	土壌雨量指数基準																																																																																																																												
嶺北北部	福井市	平地地：R3=70 平地地以外：R1=50	<u>96</u>																																																																																																																												
	あわら市	平地地：R1=40 平地地以外：R1=80	<u>102</u>																																																																																																																												
	坂井市	平地地：R3=90 平地地以外：R1=80	<u>102</u>																																																																																																																												
	永平寺町	平地地：R1=40 平地地以外：R1=80	114																																																																																																																												
	越前町	R3=70	<u>96</u>																																																																																																																												
嶺北南部	鯖江市	平地地：R3=80 平地地以外：R1=60	<u>126</u>																																																																																																																												
	越前市	平地地：R1=40 平地地以外：R1=60	<u>115</u>																																																																																																																												
	池田町	R1=60	<u>122</u>																																																																																																																												
	南越前町	R1=60	<u>112</u>																																																																																																																												
奥越	大野市	平地地：R1=40 平地地以外：R1=80	108																																																																																																																												
	勝山市	平地地：R3=80 平地地以外：R1=60	105																																																																																																																												
嶺南東部	敦賀市	平地地：R1=40 平地地以外：R1=60	<u>98</u>																																																																																																																												
	美浜町	R1=60	<u>101</u>																																																																																																																												
	若狭町	R3=90	<u>122</u>																																																																																																																												
嶺南西部	小浜市	平地地：R1=40 平地地以外：R1=80	<u>111</u>																																																																																																																												
	高浜町	R1=60	<u>123</u>																																																																																																																												
	おおい町	R1=60	<u>108</u>																																																																																																																												
市町をまとめた地域	市町	雨量基準	土壌雨量指数基準																																																																																																																												
嶺北北部	福井市	平地地：R3=70 平地地以外：R1=50	<u>105</u>																																																																																																																												
	あわら市	平地地：R1=40 平地地以外：R1=80	<u>108</u>																																																																																																																												
	坂井市	平地地：R3=90 平地地以外：R1=80	<u>108</u>																																																																																																																												
	永平寺町	平地地：R1=40 平地地以外：R1=80	114																																																																																																																												
	越前町	R3=70	<u>105</u>																																																																																																																												
嶺北南部	鯖江市	平地地：R3=80 平地地以外：R1=60	<u>122</u>																																																																																																																												
	越前市	平地地：R1=40 平地地以外：R1=60	<u>112</u>																																																																																																																												
	池田町	R1=60	<u>125</u>																																																																																																																												
	南越前町	R1=60	<u>108</u>																																																																																																																												
奥越	大野市	平地地：R1=40 平地地以外：R1=80	108																																																																																																																												
	勝山市	平地地：R3=80 平地地以外：R1=60	105																																																																																																																												
嶺南東部	敦賀市	平地地：R1=40 平地地以外：R1=60	<u>100</u>																																																																																																																												
	美浜町	R1=60	<u>100</u>																																																																																																																												
	若狭町	R3=90	<u>134</u>																																																																																																																												
嶺南西部	小浜市	平地地：R1=40 平地地以外：R1=80	<u>137</u>																																																																																																																												
	高浜町	R1=60	<u>137</u>																																																																																																																												
	おおい町	R1=60	<u>134</u>																																																																																																																												
(別表5) 大雨注意報基準				(別表5) 大雨注意報基準																																																																																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>市町をまとめた地域</th> <th>市町</th> <th>雨量基準</th> <th>土壌雨量指数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">嶺北北部</td> <td>福井市</td> <td>平地地：R3=40 平地地以外：R1=30</td> <td>67</td> </tr> <tr> <td>あわら市</td> <td>平地地：R1=25 平地地以外：R1=50</td> <td><u>71</u></td> </tr> <tr> <td>坂井市</td> <td>平地地：R3=60 平地地以外：R1=50</td> <td><u>71</u></td> </tr> <tr> <td>永平寺町</td> <td>平地地：R1=25 平地地以外：R1=50</td> <td><u>79</u></td> </tr> <tr> <td>越前町</td> <td>R3=50</td> <td>67</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">嶺北南部</td> <td>鯖江市</td> <td>平地地：R3=50 平地地以外：R1=40</td> <td><u>88</u></td> </tr> <tr> <td>越前市</td> <td>平地地：R1=25 平地地以外：R1=40</td> <td><u>80</u></td> </tr> <tr> <td>池田町</td> <td>R1=40</td> <td>85</td> </tr> <tr> <td>南越前町</td> <td>R1=40</td> <td><u>78</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">奥越</td> <td>大野市</td> <td>平地地：R1=25 平地地以外：R1=50</td> <td><u>86</u></td> </tr> <tr> <td>勝山市</td> <td>平地地：R3=50 平地地以外：R1=40</td> <td><u>84</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">嶺南東部</td> <td>敦賀市</td> <td>平地地：R1=25 平地地以外：R1=40</td> <td><u>73</u></td> </tr> <tr> <td>美浜町</td> <td>R1=40</td> <td><u>75</u></td> </tr> <tr> <td>若狭町</td> <td>R3=50</td> <td><u>91</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>小浜市</td> <td>平地地：R1=25 平地地以外：R1=50</td> <td><u>83</u></td> </tr> </tbody> </table>				市町をまとめた地域	市町	雨量基準	土壌雨量指数	嶺北北部	福井市	平地地：R3=40 平地地以外：R1=30	67	あわら市	平地地：R1=25 平地地以外：R1=50	<u>71</u>	坂井市	平地地：R3=60 平地地以外：R1=50	<u>71</u>	永平寺町	平地地：R1=25 平地地以外：R1=50	<u>79</u>	越前町	R3=50	67	嶺北南部	鯖江市	平地地：R3=50 平地地以外：R1=40	<u>88</u>	越前市	平地地：R1=25 平地地以外：R1=40	<u>80</u>	池田町	R1=40	85	南越前町	R1=40	<u>78</u>	奥越	大野市	平地地：R1=25 平地地以外：R1=50	<u>86</u>	勝山市	平地地：R3=50 平地地以外：R1=40	<u>84</u>	嶺南東部	敦賀市	平地地：R1=25 平地地以外：R1=40	<u>73</u>	美浜町	R1=40	<u>75</u>	若狭町	R3=50	<u>91</u>		小浜市	平地地：R1=25 平地地以外：R1=50	<u>83</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>市町をまとめた地域</th> <th>市町</th> <th>雨量基準</th> <th>土壌雨量指数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">嶺北北部</td> <td>福井市</td> <td>平地地：R3=40 平地地以外：R1=30</td> <td>67</td> </tr> <tr> <td>あわら市</td> <td>平地地：R1=25 平地地以外：R1=50</td> <td><u>69</u></td> </tr> <tr> <td>坂井市</td> <td>平地地：R3=60 平地地以外：R1=50</td> <td><u>69</u></td> </tr> <tr> <td>永平寺町</td> <td>平地地：R1=25 平地地以外：R1=50</td> <td><u>88</u></td> </tr> <tr> <td>越前町</td> <td>R3=50</td> <td>67</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">嶺北南部</td> <td>鯖江市</td> <td>平地地：R3=50 平地地以外：R1=40</td> <td><u>82</u></td> </tr> <tr> <td>越前市</td> <td>平地地：R1=25 平地地以外：R1=40</td> <td><u>76</u></td> </tr> <tr> <td>池田町</td> <td>R1=40</td> <td>85</td> </tr> <tr> <td>南越前町</td> <td>R1=40</td> <td><u>73</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">奥越</td> <td>大野市</td> <td>平地地：R1=25 平地地以外：R1=50</td> <td><u>84</u></td> </tr> <tr> <td>勝山市</td> <td>平地地：R3=50 平地地以外：R1=40</td> <td><u>81</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">嶺南東部</td> <td>敦賀市</td> <td>平地地：R1=25 平地地以外：R1=40</td> <td><u>66</u></td> </tr> <tr> <td>美浜町</td> <td>R1=40</td> <td><u>66</u></td> </tr> <tr> <td>若狭町</td> <td>R3=50</td> <td><u>88</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>小浜市</td> <td>平地地：R1=25 平地地以外：R1=50</td> <td><u>90</u></td> </tr> </tbody> </table>				市町をまとめた地域	市町	雨量基準	土壌雨量指数	嶺北北部	福井市	平地地：R3=40 平地地以外：R1=30	67	あわら市	平地地：R1=25 平地地以外：R1=50	<u>69</u>	坂井市	平地地：R3=60 平地地以外：R1=50	<u>69</u>	永平寺町	平地地：R1=25 平地地以外：R1=50	<u>88</u>	越前町	R3=50	67	嶺北南部	鯖江市	平地地：R3=50 平地地以外：R1=40	<u>82</u>	越前市	平地地：R1=25 平地地以外：R1=40	<u>76</u>	池田町	R1=40	85	南越前町	R1=40	<u>73</u>	奥越	大野市	平地地：R1=25 平地地以外：R1=50	<u>84</u>	勝山市	平地地：R3=50 平地地以外：R1=40	<u>81</u>	嶺南東部	敦賀市	平地地：R1=25 平地地以外：R1=40	<u>66</u>	美浜町	R1=40	<u>66</u>	若狭町	R3=50	<u>88</u>		小浜市	平地地：R1=25 平地地以外：R1=50	<u>90</u>												
市町をまとめた地域	市町	雨量基準	土壌雨量指数																																																																																																																												
嶺北北部	福井市	平地地：R3=40 平地地以外：R1=30	67																																																																																																																												
	あわら市	平地地：R1=25 平地地以外：R1=50	<u>71</u>																																																																																																																												
	坂井市	平地地：R3=60 平地地以外：R1=50	<u>71</u>																																																																																																																												
	永平寺町	平地地：R1=25 平地地以外：R1=50	<u>79</u>																																																																																																																												
	越前町	R3=50	67																																																																																																																												
嶺北南部	鯖江市	平地地：R3=50 平地地以外：R1=40	<u>88</u>																																																																																																																												
	越前市	平地地：R1=25 平地地以外：R1=40	<u>80</u>																																																																																																																												
	池田町	R1=40	85																																																																																																																												
	南越前町	R1=40	<u>78</u>																																																																																																																												
奥越	大野市	平地地：R1=25 平地地以外：R1=50	<u>86</u>																																																																																																																												
	勝山市	平地地：R3=50 平地地以外：R1=40	<u>84</u>																																																																																																																												
嶺南東部	敦賀市	平地地：R1=25 平地地以外：R1=40	<u>73</u>																																																																																																																												
	美浜町	R1=40	<u>75</u>																																																																																																																												
	若狭町	R3=50	<u>91</u>																																																																																																																												
	小浜市	平地地：R1=25 平地地以外：R1=50	<u>83</u>																																																																																																																												
市町をまとめた地域	市町	雨量基準	土壌雨量指数																																																																																																																												
嶺北北部	福井市	平地地：R3=40 平地地以外：R1=30	67																																																																																																																												
	あわら市	平地地：R1=25 平地地以外：R1=50	<u>69</u>																																																																																																																												
	坂井市	平地地：R3=60 平地地以外：R1=50	<u>69</u>																																																																																																																												
	永平寺町	平地地：R1=25 平地地以外：R1=50	<u>88</u>																																																																																																																												
	越前町	R3=50	67																																																																																																																												
嶺北南部	鯖江市	平地地：R3=50 平地地以外：R1=40	<u>82</u>																																																																																																																												
	越前市	平地地：R1=25 平地地以外：R1=40	<u>76</u>																																																																																																																												
	池田町	R1=40	85																																																																																																																												
	南越前町	R1=40	<u>73</u>																																																																																																																												
奥越	大野市	平地地：R1=25 平地地以外：R1=50	<u>84</u>																																																																																																																												
	勝山市	平地地：R3=50 平地地以外：R1=40	<u>81</u>																																																																																																																												
嶺南東部	敦賀市	平地地：R1=25 平地地以外：R1=40	<u>66</u>																																																																																																																												
	美浜町	R1=40	<u>66</u>																																																																																																																												
	若狭町	R3=50	<u>88</u>																																																																																																																												
	小浜市	平地地：R1=25 平地地以外：R1=50	<u>90</u>																																																																																																																												

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行				改正案					
嶺南西部	高浜町	R1=40	92	嶺南西部	高浜町	R1=40	90		
	おおい町	R1=40	81		おおい町	R1=40	88		
第5節（略）				第5節（略）					
第6節 災害広報計画				第6節 災害広報計画					
第1 県における広報				第1 県における広報					
(1)（略）				(1)（略）					
(2) 災害情報の広報				(2) 災害情報の広報					
①（略）				①（略）					
②県民に対する広報				②県民に対する広報					
ア（略）				ア（略）					
イ広報手段				イ広報手段					
(ア)～(エ)（略）				(ア)～(エ)（略）					
(オ) ポータルサイト・サーバー運営業者に対し、避難勧告・指示等に関する情報をサイトのトップページに掲載するよう協力要請する。				(オ) ポータルサイト・サーバー運営業者に対し、 <u>避難勧告・指示（緊急）</u> 等に関する情報をサイトのトップページに掲載するよう協力要請する。					
(カ)（略）				(カ)（略）					
(3)～(6)（略）				(3)～(6)（略）					
第2～3（略）				第2～3（略）					
第7節（略）				第7節（略）					
第8節 避難計画				第8節 避難計画					
第1 避難情報の種類				第1 避難情報の種類					
	発令時の状況		住民に求める行動			発令時の状況		住民に求める行動	
避難準備情報	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、大雨、洪水、高潮警報が発表される等、人的被害の発生する可能性が高まった状況		<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始 		避難準備・高齢者等避難開始	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、大雨、洪水、高潮警報が発表される等、人的被害の発生する可能性が高まった状況		<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始 	
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、土砂災害警戒情報が発表される等、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況		通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始		避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、土砂災害警戒情報が発表される等、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況		通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始	
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害の発生した状況 		<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動 		避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害の発生した状況 		<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動 	
第2 実施責任者および基準				第2 実施責任者および基準					
(1)～(3)（略）				(1)～(3)（略）					
(4) 避難勧告等の発令方法				(4) 避難勧告等の発令方法					
市町は、気象情報や河川水位、土砂災害警戒情報等をもとに、時期を失することなく避難勧告・指示を発令するも				市町は、気象情報や河川水位、土砂災害警戒情報等をもとに、時期を失することなく <u>避難勧告・指示（緊急）</u> を発					

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>のとする。</p> <p>市町は、住民に対する避難のための準備情報の提供や勧告・指示等を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するものとする。特に、人口や面積の規模が大きい市町においては、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、各市町の地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討するものとする。</p> <p>また、避難勧告・指示を夜間に発令するおそれがある場合には、早い段階で避難所を開設して住民に伝達したり、<u>避難準備情報の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する等により、円滑な避難に努めるものとする。</u></p> <p>(5) 避難勧告等の助言 (略)</p> <p>指定地方行政機関および県は、市町から求めがあった場合には、<u>避難指示</u>または避難勧告の対象地域、判断時期等について助言するものとする。</p> <p>また、市町は、避難勧告または指示を行う際に、国または県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>(6) (略)</p> <p>第3 避難場所および避難所の選定、開設等</p> <p>(1) 市町長は、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、<u>避難準備情報の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</u></p> <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 避難所の設置は、あらかじめ指定した指定避難所の利用を原則とするが、適当な施設を得難いときは野外にバラックを仮設し、または天幕を設置するものとする。予定した避難所が使用できないときは、当該市町長は知事または隣接市町長と協議し、指定避難所の設定または被災者の収容について所要の処置を講ずるものとする。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 避難所の運営に当たっては、保健・衛生面、プライバシーの保護等幅広い観点から被災者の心身の健康維持および人権にきめ細かく配慮した対策を講じ、生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。市町は、避難所の運営に関し役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</p> <p>また、避難所に高齢者、障害者等の要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>なお、必要に応じて、関係機関と協力し、病院、福祉施設等への入所をはじめ、保健師、介護職員などによる支援を行うよう努めるものとする</p> <p>(7) ~ (8) (略)</p> <p>(9) 県および市町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。</p> <p>第4 (略)</p>	<p>令するものとする。<u>特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。</u></p> <p>市町は、住民に対する避難のための準備情報の提供や勧告・指示（緊急）等を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するものとする。特に、人口や面積の規模が大きい市町においては、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、各市町の地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討するものとする。</p> <p>また、避難勧告・指示（緊急）を夜間に発令するおそれがある場合には、早い段階で避難所を開設して住民に伝達したり、<u>避難準備・高齢者等避難開始の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する等により、円滑な避難に努めるものとする。</u> (略)</p> <p>(5) 避難勧告等の助言 (略)</p> <p>指定地方行政機関および県は、市町から求めがあった場合には、<u>避難指示（緊急）</u>または避難勧告の対象地域、判断時期等について助言するものとする。</p> <p>また、市町は、避難勧告または指示（緊急）を行う際に、国または県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>(6) (略)</p> <p>第3 避難場所および避難所の選定、開設等</p> <p>(1) 市町長は、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、<u>避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</u></p> <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 避難所の設置は、あらかじめ指定した指定避難所の利用を原則とするが、適当な施設を得難いときは野外にバラックを仮設し、または天幕を設置するものとする。予定した避難所が使用できないときは、当該市町長は知事または隣接市町長と協議し、指定避難所の設定または被災者の収容について所要の処置を講ずるものとする。<u>また、要配慮者のため、福祉避難所を開設するとともに、必要に応じて旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。</u> (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 避難所の運営に当たっては、保健・衛生面、プライバシーの保護等幅広い観点から被災者の心身の健康維持および人権にきめ細かく配慮した対策を講じ、生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。<u>この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。</u>また、市町は、避難所の運営に関し役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</p> <p>(7) 避難所に高齢者、障害者等の要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>なお、必要に応じて、関係機関と協力し、病院、福祉施設等への入所をはじめ、保健師、介護職員などによる支援を行うよう努めるものとする</p> <p>(8) ~ (9) (略)</p> <p>(10) 県および市町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。特に、車中避難者に対しては、避難状況を調査し、避難所への誘導が困難な場合は、長時間の同一姿勢による下肢の運動不足や水分不足等からエコノミッククラス症候群等の疾病を引き起こしやすくなるため、予防方法を周知する等の健康への対策を図る。</p> <p>第4 (略)</p>

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>第5 避難の周知徹底 (1) 関係機関相互の通知および連絡 避難指示者は<u>避難準備情報</u>、<u>避難勧告</u>および<u>避難指示</u>を発令したときは、速やかに関係機関に通知または連絡するものとする。 (略) (2)～(4) (略)</p> <p>第6～9 (略)</p> <p>第10 市町地域防災計画で定める事項 (1) <u>避難準備情報</u>、<u>避難勧告</u>および<u>避難指示</u>の基準 (2) <u>避難準備情報</u>、<u>避難勧告</u>および<u>避難指示</u>の区分 (3) <u>避難準備情報</u>、<u>避難勧告</u>および<u>避難指示</u>事項 (4) <u>避難準備情報</u>、<u>避難勧告</u>および<u>避難指示</u>の実施責任者および代理者 (5)～(9) (略)</p> <p>第9～10節 (略)</p> <p>第11節 米穀等食料供給計画 災害時における被災者等に対する米穀等食料の供給について、市町、北陸農政局福井支局、その他関係機関の協力のもと実施するための計画である。</p> <p>第1 米穀等の応急供給 (1) (略) (2) 実施の方法</p> <p>① (略) ② 県 知事は、申請書を受理し、(ア) 米穀、(イ) 精米、パン、おにぎり、弁当、即席めん、育児用調整粉乳、缶詰、レトルト食品、乾パンおよび水（ペットボトル）（以下「応急用食料」という）、(ウ) 生鮮食料品、(エ) その他加工食料品の調達・供給を緊急に行う必要があると判断した場合は、北陸農政局福井支局と十分な連絡を取りつつ、北陸農政局を通じ農林水産省に速やかに緊急供給要請を行うものとする。</p> <p>③ 農林水産省 農林水産省、北陸農政局及び福井支局は、県からの緊急供給要請に対応できる体制を速やかに整備するとともに、農林水産省は、関係団体等に出荷を要請するものとし、必要に応じ政府所有米穀を供給するものとする。 また、農林水産省は、関係業者・団体等から被災地への応急用食料の無償提供の申し出があった場合、速やかにその取りまとめを行い、県との連絡、輸送手段のあっせん・確保等を行うものとする。</p> <p>第2～4 (略)</p> <p>第12～14節 (略)</p> <p>第15節 医療助産計画 第1～2 (略) 第3 救護班の構成 (1) (略)</p> <p>(2)</p>	<p>第5 避難の周知徹底 (1) 関係機関相互の通知および連絡 避難指示者は<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>、<u>避難勧告</u>および<u>避難指示（緊急）</u>を発令したときは、速やかに関係機関に通知または連絡するものとする。 (略) (2)～(4) (略)</p> <p>第6～9 (略)</p> <p>第10 市町地域防災計画で定める事項 (1) <u>避難準備・高齢者等避難開始</u>、<u>避難勧告</u>および<u>避難指示（緊急）</u>の基準 (2) <u>避難準備・高齢者等避難開始</u>、<u>避難勧告</u>および<u>避難指示（緊急）</u>の区分 (3) <u>避難準備・高齢者等避難開始</u>、<u>避難勧告</u>および<u>避難指示（緊急）</u>事項 (4) <u>避難準備・高齢者等避難開始</u>、<u>避難勧告</u>および<u>避難指示（緊急）</u>の実施責任者および代理者 (5)～(9) (略)</p> <p>第9～10節 (略)</p> <p>第11節 米穀等食料供給計画 災害時における被災者等に対する米穀等食料の供給について、市町、北陸農政局福井県拠点、その他関係機関の協力のもと実施するための計画である。</p> <p>第1 米穀等の応急供給 (1) (略) (2) 実施の方法</p> <p>① (略) ② 県 知事は、申請書を受理し、(ア) 米穀、(イ) 精米、パン、おにぎり、弁当、即席めん、育児用調整粉乳、缶詰、レトルト食品、乾パンおよび水（ペットボトル）（以下「応急用食料」という）、(ウ) 生鮮食料品、(エ) その他加工食料品の調達・供給を緊急に行う必要があると判断した場合は、北陸農政局福井県拠点と十分な連絡を取りつつ、北陸農政局を通じ農林水産省に速やかに緊急供給要請を行うものとする。</p> <p>③ 農林水産省 農林水産省、北陸農政局及び福井県拠点は、県からの緊急供給要請に対応できる体制を速やかに整備するとともに、農林水産省は、関係団体等に出荷を要請するものとし、必要に応じ政府所有米穀を供給するものとする。 また、農林水産省は、関係業者・団体等から被災地への応急用食料の無償提供の申し出があった場合、速やかにその取りまとめを行い、県との連絡、輸送手段のあっせん・確保等を行うものとする。</p> <p>第2～4 (略)</p> <p>第12～14節 (略)</p> <p>第15節 医療助産計画 第1～2 (略) 第3 救護班の構成 (1) (略)</p> <p>(2)</p>

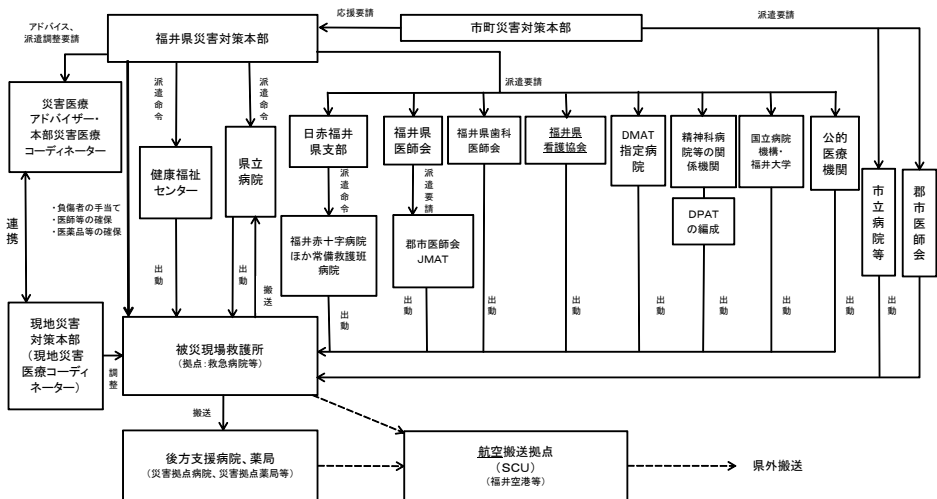
福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	
DMA T指定病院（機関）	チーム数
福井県立病院	3
福井県済生会病院	3
福井大学医学部附属病院	3
福井赤十字病院（日本赤十字社福井県支部）	3
公立丹南病院	1
福井勝山総合病院	1
市立敦賀病院	2
杉田玄白記念公立小浜病院	4
福井総合病院	1
合 計	21

第4 応急医療体制

災害時の応急医療体制は、次のとおりとする。県は、DMA T等の活動場所および必要に応じた参集拠点の確保を図るものとする。

災害医療活動体系図



- ・災害医療アドバイザーおよび災害医療コーディネーター（略）

（略）

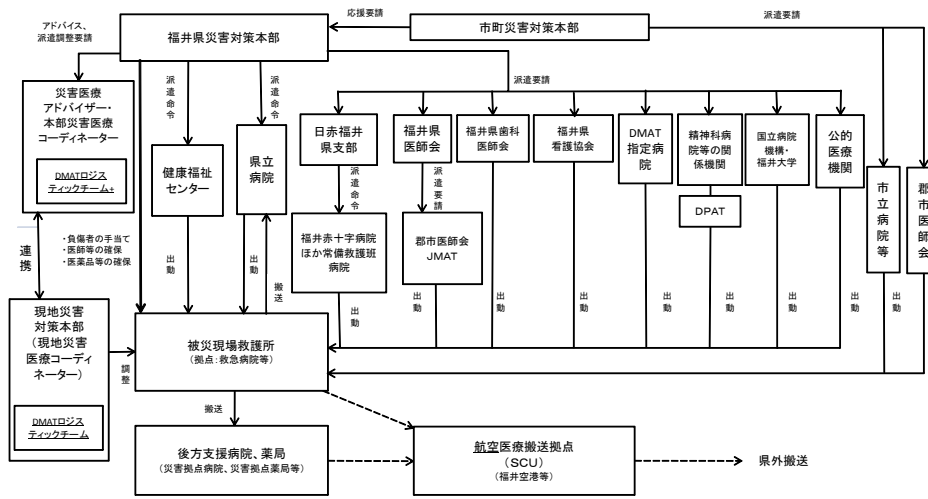
第5～8（略）

改 正 案	
DMA T指定病院（機関）	チーム数
福井県立病院	3
福井県済生会病院	3
福井大学医学部附属病院	3
福井赤十字病院（日本赤十字社福井県支部）	3
公立丹南病院	1
福井勝山総合病院	2
市立敦賀病院	2
杉田玄白記念公立小浜病院	4
福井総合病院	1
独立行政法人国立病院機構敦賀医療センター	1
合 計	23

第4 応急医療体制

災害時の応急医療体制は、次のとおりとする。県は、DMA T等の活動場所および必要に応じた参集拠点の確保を図るものとする。県は、DMA Tによる活動と並行して、また、DMA T活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、日本歯科医師会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用する。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努める。

災害医療活動体系図



- ・災害医療アドバイザーおよび災害医療コーディネーター（略）

・DMATロジスティックチーム

災害対策本部および現地災害対策本部等の本部業務において、災害医療コーディネーター等を支援し、主に病院支援や情報収集等の活動を行う。

（略）

第5～8（略）

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>第16～19節（略）</p> <p>第20節 第1～3（略）</p> <p>第4（略）</p> <p>第21～36節（略）</p> <p>第37節 土砂災害応急対策計画 第1～2（略） 第3 緊急調査の実施および土砂災害緊急情報の通知・周知 国または県は、土砂災害防止法に基づき、大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町が適切に住民への避難指示の判断等を行えるよう緊急調査を実施し、被害の想定される区域・時期の情報（土砂災害緊急情報）を市町に通知し、住民へ周知する。</p> <p>第4（略） 第5 避難活動 (1)～(4)（略） (5) 避難勧告、指示の解除 市町は、避難勧告または指示の解除を行う際に、国または県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>（略） 第6（略）</p> <p>第38節（略）</p> <p>第39節 火山災害応急対策計画 第1（略） 第2 火山情報等 (1) 火山活動解説資料 火山性地震の回数など火山活動の状況を知らせる場合に、気象庁火山監視・警報センターが発表する。</p> <p>(2)（略）</p>	<p>第16～19節（略）</p> <p>第20節 第1～3（略） 第4 救援物資の受入れ、集積 <u>県は、広域圏ごとに整備する地域防災基地において救援物資の受入れ作業および仕分け作業を行う。</u> また、<u>国や他都道府県から大量の支援物資を受け入れる場合は、予め指定する広域物流拠点の中から、被災状況を踏まえて、開設する拠点を決定する。広域物流拠点における物資の受入れ・仕分け・配送については、民間団体等の協力を得て行うものとする。</u> 市町は、<u>あらかじめ受入れ・集積場所を選定しておくものとし、地震や津波災害時には職員を配置し、救援物資の受入れ作業および仕分け作業を行う。</u></p> <p>第5（略）</p> <p>第21～36節（略）</p> <p>第37節 土砂災害応急対策計画 第1～2（略） 第3 緊急調査の実施および土砂災害緊急情報の通知・周知 国または県は、土砂災害防止法に基づき、大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町が適切に住民への避難指示（緊急）の判断等を行えるよう緊急調査を実施し、被害の想定される区域・時期の情報（土砂災害緊急情報）を市町に通知し、住民へ周知する。</p> <p>第4（略） 第5 避難活動 (1)～(4)（略） (5) 避難勧告、指示（緊急）の解除 市町は、避難勧告または指示（緊急）の解除を行う際に、国または県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>（略） 第6（略）</p> <p>第38節（略）</p> <p>第39節 火山災害応急対策計画 第1（略） 第2 火山情報等 (1) 火山活動解説資料 火山性地震の回数など火山活動の状況を知らせる場合に、気象庁火山監視・警報センターが定期的または必要に応じて臨時に発表する。<u>臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示する。</u></p> <p>(2)（略） (3) 噴火速報 <u>噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために、火山活動を24時間体制で観測・監視している火山を対象に発表する。なお、以下のような場合には発表しない。</u></p>

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>第3～4（略）</p> <p>第4章 災害復旧計画 第1～4節（略）</p>	<p>・普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合 ・噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合</p> <p>第3～4（略）</p> <p>第4章 災害復旧計画 第1～4節（略）</p>

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改定案				
<p>福井県地域防災計画（震災対策編）</p> <p>第1章 総則 第1節 (略)</p> <p>第2節 各機関の責務と処理すべき事務または業務の大綱 第1 (略) 第2 各機関の連携 災害対策の実施にあたっては、国、県、市町、指定地方公共機関および指定公共機関はそれぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。</p> <p>併せて国、県、市町を中心に、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力の向上のために自主防災組織や地域の事業者が連携して行う防災活動を促進することにより、国、県、市町、事業者、住民等が一体となって防災対策を推進する。</p> <p>第3 処理すべき事務または業務の大綱 1～2 (略) 3 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="145 783 1099 842"> <tr> <td>6. 北陸農政局 (福井支局)</td> <td>(1)～(4) (5) 国災害時における米穀および応急用食料等の確保と引渡</td> </tr> </table> <p>4～6 (略)</p> <p>第3～4節 (略)</p> <p>第2章 災害予防計画 第1節 防災知識普及計画 第1 (略) 第2 防災知識普及計画 (1) 県民に対する防災知識の普及 県、市町および福井地方気象台は、県民の防災意識の高揚を図るため、各種の手法を活用した教材、マニュアルを作成するほか、県民に対する社会教育などを通じて、地震や津波に対する関心を高め、防災知識を普及させる。災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。また、県民等の防災意識の向上および防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。</p> <p>①普及の方法 (略) ②普及の内容 ア (略) イ (略) ウ 平常時の心得 ア～エ (略) オ 津波警報等発表時や避難指示等の発令時とすべき行動 カ、キ (略) エ～コ (略)</p>	6. 北陸農政局 (福井支局)	(1)～(4) (5) 国災害時における米穀および応急用食料等の確保と引渡	<p>福井県地域防災計画（震災対策編）</p> <p>第1章 総則 第1節 (略)</p> <p>第2節 各機関の責務と処理すべき事務または業務の大綱 第1 (略) 第2 各機関の連携 災害対策の実施にあたっては、国、県、市町、指定地方公共機関および指定公共機関はそれぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。</p> <p><u>特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。</u></p> <p>併せて国、県、市町を中心に、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力の向上のために自主防災組織や地域の事業者が連携して行う防災活動を促進することにより、国、県、市町、事業者、住民等が一体となって防災対策を推進する。</p> <p>第3 処理すべき事務または業務の大綱 1～2 (略) 3 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="1176 783 2130 842"> <tr> <td>6. 北陸農政局 (福井県拠点)</td> <td>(1)～(4) (5) 災害時における米穀および応急用食料等に関する県および本省との連絡調整</td> </tr> </table> <p>4～6 (略)</p> <p>第3～4節 (略)</p> <p>第2章 災害予防計画 第1節 防災知識普及計画 第1 (略) 第2 防災知識普及計画 (1) 県民に対する防災知識の普及 県、市町および福井地方気象台は、県民の防災意識の高揚を図るため、各種の手法を活用した教材、マニュアルを作成するほか、県民に対する社会教育などを通じて、地震や津波に対する関心を高め、防災知識を普及させる。災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示(緊急)等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。また、県民等の防災意識の向上および防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。</p> <p>①普及の方法 (略) ②普及の内容 ア (略) イ (略) ウ 平常時の心得 ア～エ (略) オ 津波警報等発表時や避難指示(緊急)等の発令時とすべき行動 カ、キ (略) エ～コ (略)</p>	6. 北陸農政局 (福井県拠点)	(1)～(4) (5) 災害時における米穀および応急用食料等に関する県および本省との連絡調整
6. 北陸農政局 (福井支局)	(1)～(4) (5) 国災害時における米穀および応急用食料等の確保と引渡				
6. 北陸農政局 (福井県拠点)	(1)～(4) (5) 災害時における米穀および応急用食料等に関する県および本省との連絡調整				

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>(2)～(7) (略)</p> <p>第3～4 (略)</p> <p>第2～3節 (略)</p> <p>第4節 避難対策計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 指定緊急避難場所</p> <p>(1) 指定緊急避難場所の指定</p> <p>災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保する観点から、市町は、災害対策基本法施行令（以下、政令という。）で定める基準に適合する災害の危険が及ばない場所または施設を、地震災害および津波災害ごとに、指定緊急避難場所として、その管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民に対して周知徹底を図る。</p> <p>(後略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 住民への周知</p> <p>指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていることおよび避難の際には発生するおそれのある災害に対応した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、指定避難所が必ずしも特定の災害の指定緊急避難場所に指定されていない場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 避難所運営体制の整備</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>第5 (略)</p> <p>第6 避難経路等避難誘導体制の整備</p> <p>(前略)</p> <p>特に、津波による危険が予想される市町は、訓練の実施等を通じて、また、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、避難対象地域、指定緊急避難場所、避難経路、津波情報の収集・伝達の方法、避難勧告・指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行う。</p> <p>(後略)</p> <p>第7～8 (略)</p> <p>第5～12節 (略)</p> <p>第13節 浸水防止計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 危険箇所点検調査および情報連絡体制の整備</p>	<p>(2)～(7) (略)</p> <p>第3～4 (略)</p> <p>第2～3節 (略)</p> <p>第4節 避難対策計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 指定緊急避難場所</p> <p>(1) 指定緊急避難場所の指定</p> <p>災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保する観点から、市町は、災害対策基本法施行令（以下、政令という。）で定める基準に適合する災害の危険が及ばない場所または施設を、地震災害および津波災害ごとに、指定緊急避難場所として、その管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民に対して周知徹底を図る。</p> <p><u>市町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。</u></p> <p>(後略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 住民への周知</p> <p>指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていることおよび避難の際には発生するおそれのある災害に対応した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、指定避難所が必ずしも特定の災害の指定緊急避難場所に指定されていない場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</p> <p><u>市町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。県および市町は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。</u></p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 避難所運営体制の整備</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 避難所の運営管理に必要な知識等の普及</p> <p><u>市町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>第5 (略)</p> <p>第6 避難経路等避難誘導体制の整備</p> <p>(前略)</p> <p>特に、津波による危険が予想される市町は、訓練の実施等を通じて、また、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、避難対象地域、指定緊急避難場所、避難経路、津波情報の収集・伝達の方法、避難勧告・指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行う。</p> <p><u>その際、水害、土砂災害、河川の氾濫、台風等による高潮や河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>(後略)</p> <p>第7～8 (略)</p> <p>第5～12節 (略)</p> <p>第13節 浸水防止計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 危険箇所点検調査および情報連絡体制の整備</p>

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>(1)～(2) (略)</p> <p>水防体制および出水警報系統図</p>	<p>(1)～(2) (略)</p> <p>水防体制および出水警報系統図</p>
<p>第3～5 (略)</p>	<p>第3～5 (略)</p>
<p>第14節 津波災害防止計画</p> <p>第1～2 (略)</p> <p>第3 警戒避難体制の整備</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 避難指示等の発令基準</p> <p>市町は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準をあらかじめ定める。発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象台との連携に努める。</p> <p>(4)～(5) (略)</p>	<p>第14節 津波災害防止計画</p> <p>第1～2 (略)</p> <p>第3 警戒避難体制の整備</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 避難指示 (緊急) 等の発令基準</p> <p>市町は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示 (緊急) 等を発令することを基本とした具体的な避難指示 (緊急) 等の発令基準をあらかじめ定める。発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象台との連携に努める。</p> <p>(4)～(5) (略)</p>
<p>第4 (略)</p>	<p>第4 (略)</p>
<p>第15～22節 (略)</p>	<p>第15～22節 (略)</p>
<p>第23節 広域的相互応援体制整備計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 県内広域相互応援体制</p> <p>(1) 福井県・市町災害時相互応援協定</p> <p>県および市町は、市町独自では十分な応急措置が実施できない場合に備え、当該市町が他の市町に要請する応急措置を円滑にするために締結した「福井県・市町災害時相互応援協定」に基づき、密接な連携体制を整備する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 民間団体等との協定</p> <p>現在締結されている協定は次のとおりであるが、県内における災害応急対策が適確かつ円滑に行われるようにするため、必要に応じ、県域を統括する民間団体等とあらかじめ応援協定を締結する。</p> <p>(1)～(2) (略)</p>	<p>第23節 広域的相互応援体制整備計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 県内広域相互応援体制</p> <p>(1) 福井県・市町災害時相互応援協定</p> <p>県および市町は、市町独自では十分な災害応急対策が実施できない場合に備え、当該市町が他の市町に要請する災害応急対策を円滑にするために締結した「福井県・市町災害時相互応援協定」に基づき、密接な連携体制を整備する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 民間団体等との協定</p> <p>現在締結されている協定は次のとおりであるが、県内における災害応急対策が適確かつ円滑に行われるようにするため、必要に応じ、県域を統括する民間団体等とあらかじめ応援協定を締結する。</p> <p>(1)～(2) (略)</p>

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>(3) 応急生活物資供給 (略) 福井県経済農業協同組合連合会、福井県地方卸売市場協議会、福井市中央卸売市場協会、株式会社パロー、福井県米穀株式会社、有限会社南部西造場、株式会社ハイピース、株式会社若狭瓜割、株式会社おおい、福井市（企業局）、池田町（振興開発課）、高浜町（総務課）、北陸コカ・コーラボトリング株式会社、サントリーフーズ株式会社（北陸支店）、キリンビバレッジ株式会社北陸支社、および株式会社ローソンおよび株式会社ファミリーマートそれぞれと締結している「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定」</p> <p>(4) その他 (略) 福井県葬祭業協同組合および全日本葬祭業協同組合連合会と締結している「災害時における棺および葬祭用品の供給等ならびに遺体の搬送等の協力に関する協定書」</p> <p>第5～6（略）</p> <p>第24節（略）</p> <p>第25節 緊急事態管理体制整備計画 第1～5（略） 第6 県の緊急事態管理体制 (1)（略） (2) 総合防災センターの機能充実 ①～④（略）</p>	<p>(3) 応急生活物資供給 (略) 福井県経済農業協同組合連合会、福井県地方卸売市場協議会、福井市中央卸売市場協会、株式会社パロー、福井県米穀株式会社、有限会社南部西造場、株式会社ハイピース、株式会社若狭瓜割、株式会社おおい、福井市（企業局）、池田町（振興開発課）、高浜町（総務課）、北陸コカ・コーラボトリング株式会社、サントリーフーズ株式会社（北陸支店）、キリンビバレッジ株式会社北陸支社、大塚製薬株式会社金沢支社、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマートおよび株式会社セブンイレブン・ジャパンそれぞれと締結している「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定」</p> <p>(4) その他 (略) 福井県葬祭業協同組合および全日本葬祭業協同組合連合会と締結している「災害時における棺および葬祭用品の供給等ならびに遺体の搬送等の協力に関する協定書」 <u>国土交通省北陸地方整備局、新潟県、富山県、石川県、一般社団法人日本埋立浚渫協会北陸支部、北陸港湾空港建設協会連合会、一般社団法人日本海上起重技術協会北陸支部、全国浚渫業協会日本海支部、一般社団法人日本潜水協会、一般社団法人海洋調査協会および一般社団法人港湾技術コンサルタント協会と締結している「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書」</u> <u>福井県倉庫協会と締結している「災害時等における物資の保管等に関する協定書」</u> <u>西日本段ボール工業組合と締結している「災害時等における段ボール製品の供給に関する協定書」</u> <u>福井県旅館ホテル生活衛生同業組合と締結している「災害時における被災者への宿泊施設等の提供に関する協定書」</u> <u>ヤフー株式会社と締結している「災害に係る情報発信等に関する協定」</u> <u>株式会社アクティオ、株式会社カナモトおよび株式会社レンタルのニッケンそれぞれと締結している「災害時等における資機材の供給に関する協定書」</u> <u>株式会社ケンユーおよび株式会社ニードそれぞれと締結している「災害時等における災害用トイレ等の供給に関する協定書」</u> <u>福井県行政書士会と締結している「災害時における行政書士による被災者支援に関する協定書」</u> <u>国土交通省近畿地方整備局、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、京都市、大阪市、堺市、神戸市、独立行政法人水資源機構関西・吉野川支社、中日本高速道路株式会社名古屋支社、中日本高速道路株式会社金沢支社、西日本高速道路株式会社関西支社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社および一般社団法人日本建設業連合会関西支部と締結している「災害時における災害応急対策業務及び建設資材調達に関する包括的協定書」</u> <u>NTTタウンページ株式会社と締結している「防災啓発情報の発信に関する協定書」</u></p> <p>第5～6（略）</p> <p>第24節（略）</p> <p>第25節 緊急事態管理体制整備計画 第1～5（略） 第6 県の緊急事態管理体制 (1)（略） (2) 総合防災センターの機能充実 ①～④（略） ⑤ 広域物流拠点の指定 <u>大規模地震等が発生した際、国や他都道府県からの大量の支援物資を円滑に受け入れ・仕分けし、市町に運送するため広域物流拠点を予め指定する。</u></p>

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改定案											
<p>(3)～(8) (略)</p> <p>第7～9 (略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画 第1節 応急活動体制計画 第1～5 (略)</p> <p>第6 福井県災害対策本部の設置 (1)～(7) (略)</p> <p>(8) 市町災害対策本部への職員の派遣 災害対策本部長（知事）は、市町が災害対策本部を設置した場合は、直ちに職員を市町災害対策本部に派遣し、市町からの情報収集、県からの情報伝達、市町からの応援要請の総合調整等を行わせる。特に、市町が報告を行うことができなくなったときは、被災地への職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして積極的に情報収集を行う。</p> <p>(9)～(13) (略)</p> <p>第7～10 (略)</p> <p>第2～4節 (略)</p> <p>第5節 地震・津波に関する情報等の伝達計画 第1～2 (略)</p> <p>第3 地震関係の情報の種類と概要 福井地方気象台は、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、県や市町、その他防災関係機関と連携し、地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、国民に迅速かつ正確な情報を伝達する。 (1)～(2) (略)</p> <p>第4 (略)</p> <p>第5 沿岸住民の避難、誘導体制 (1) 沿岸住民等への避難指示等 (前略) 津波警報等に応じて自動的に避難指示を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達する。 (2) 避難指示等の助言 指定地方行政機関および県は、市町から求めがあった場合には、避難指示の対象地域および判断時期等について、技術的に可能な範囲で助言を行う。 市町は、避難指示を行う際に、国または県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。 (3) (略)</p>	<p>〈広域物流拠点〉</p> <table border="1" data-bbox="1211 220 2029 339"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>施設</th> <th>住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">嶺北</td> <td>福井県産業会館（1号館、2号館）</td> <td>福井県福井市下六条町103</td> </tr> <tr> <td>サンドーム福井（イベントホール）</td> <td>福井県越前市瓜生町5-1-1</td> </tr> <tr> <td>嶺南</td> <td>つるがきらめきみなと館</td> <td>福井県敦賀市桜町1-1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>第7～9 (略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画 第1節 応急活動体制計画 第1～5 (略)</p> <p>第6 福井県災害対策本部の設置 (1)～(7) (略)</p> <p>(8) 市町災害対策本部への職員の派遣 災害対策本部長（知事）は、市町が災害対策本部を設置した場合は、直ちに職員を市町災害対策本部に派遣し、市町からの情報収集、県からの情報伝達、市町からの応援要請の総合調整等を行わせる。特に、市町が報告を行うことができなくなったときは、被災地への職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして積極的に情報収集を行う。 災害対策本部長（知事）は、地震等の大規模な災害が発生し、市町が十分な災害応急対策活動を行うことができないと判断した場合、土木職や保健師等で構成される市町災害対応支援班を派遣し、市町災害対策本部の運営等を支援するものとする。</p> <p>(9)～(13) (略)</p> <p>第7～10 (略)</p> <p>第2～4節 (略)</p> <p>第5節 地震・津波に関する情報等の伝達計画 第1～2 (略)</p> <p>第3 地震関係の情報の種類と概要 福井地方気象台は、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、県や市町、その他防災関係機関と連携し、地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震の状況等）の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、国民に迅速かつ正確な情報を伝達する。 (1)～(2) (略)</p> <p>第4 (略)</p> <p>第5 沿岸住民の避難、誘導体制 (1) 沿岸住民等への避難指示（緊急）等 (前略) 津波警報等に応じて自動的に避難指示（緊急）を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示（緊急）の対象となる地域を住民等に伝達する。 (2) 避難指示（緊急）等の助言 指定地方行政機関および県は、市町から求めがあった場合には、避難指示（緊急）の対象地域および判断時期等について、技術的に可能な範囲で助言を行う。 市町は、避難指示（緊急）を行う際に、国または県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。 (3) (略)</p>	区分	施設	住所	嶺北	福井県産業会館（1号館、2号館）	福井県福井市下六条町103	サンドーム福井（イベントホール）	福井県越前市瓜生町5-1-1	嶺南	つるがきらめきみなと館	福井県敦賀市桜町1-1
区分	施設	住所										
嶺北	福井県産業会館（1号館、2号館）	福井県福井市下六条町103										
	サンドーム福井（イベントホール）	福井県越前市瓜生町5-1-1										
嶺南	つるがきらめきみなと館	福井県敦賀市桜町1-1										

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>第6 (略)</p> <p>第6～8節 (略)</p> <p>第9節 避難計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 避難態勢</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 避難所の開設</p> <p>① (前略)</p> <p>市町長は、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、<u>避難準備情報</u>の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</p> <p>(後略)</p> <p>② 市町長は、災害のため現に被害を受け、または受けるおそれのある者を避難所に収容し保護する。</p> <p>ア 避難所設置の方法</p> <p>避難所の設置は、あらかじめ指定した指定避難所の利用を原則とするが、これら適当な建物を得がたいときには、指定避難所以外の施設についても、安全性を確認の上、管理者の同意を得て臨時避難所として開設するほか、野外に仮設物等を設置し、または天幕の設置により臨時避難所を開設する。</p> <p>イ (略)</p> <p>(4) 避難所の運営</p> <p>避難所生活では避難所での情報伝達、物資配給、生活環境整備など対応すべき事項が多岐にわたることから、市町は、避難所の運営を自治組織と連携して行うこととし、対外業務および施設管理のほかは、原則として自治組織をサポートする立場で活動する。</p> <p>(中略)</p> <p>やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。</p> <p>(後略)</p> <p>第3～5 (略)</p> <p>第10～11節 (略)</p> <p>第12節 医療救護計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 医療救護活動体制の確立</p> <p>(1) 実施体制</p> <p>① (略)</p> <p>② 県の措置</p> <p>ア～キ (略)</p> <p>ク 必要に応じ、災害医療コーディネーターを災害対策本部と現地災害対策本部に配置し、各関係機関と連携してDMAT等救護班の派遣および患者搬送の調整等を行う。</p> <p>ケ 県は、DMAT等の活動場所および必要に応じた参集拠点の確保を図るものとする。</p>	<p>第6 (略)</p> <p>第6～8節 (略)</p> <p>第9節 避難計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 避難態勢</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 避難所の開設</p> <p>① (前略)</p> <p>市町長は、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、<u>避難準備情報・高齢者等避難開始</u>の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</p> <p>(後略)</p> <p>② 市町長は、災害のため現に被害を受け、または受けるおそれのある者を避難所に収容し保護する。</p> <p>ア 避難所設置の方法</p> <p>避難所の設置は、あらかじめ指定した指定避難所の利用を原則とするが、これら適当な建物を得がたいときには、指定避難所以外の施設についても、安全性を確認の上、管理者の同意を得て臨時避難所として開設するほか、野外に仮設物等を設置し、または天幕の設置により臨時避難所を開設する。また、<u>要配慮者のため、福祉避難所を開設するとともに、必要に応じて旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>(4) 避難所の運営</p> <p>避難所生活では避難所での情報伝達、物資配給、生活環境整備など対応すべき事項が多岐にわたることから、市町は、避難所の運営を自治組織と連携するとともに、<u>避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努め、対外業務および施設管理のほかは、原則として自治組織をサポートする立場で活動する。</u></p> <p>(中略)</p> <p>やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。特に、<u>重中避難者に対しては、避難状況を調査し、避難所への誘導が困難な場合は、長時間の同一姿勢による下肢の運動不足や水分不足等からエコノミークラス症候群等の疾病を引き起こしやすくなるため、予防方法を周知する等の健康への対策を図る。</u></p> <p>(後略)</p> <p>第3～5 (略)</p> <p>第10～11節 (略)</p> <p>第12節 医療救護計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 医療救護活動体制の確立</p> <p>(1) 実施体制</p> <p>① (略)</p> <p>② 県の措置</p> <p>ア～キ (略)</p> <p>ク 必要に応じ、災害医療コーディネーターを災害対策本部と現地災害対策本部に配置し、各関係機関と連携してDMAT等救護班の派遣および患者搬送の調整等を行う。<u>また、DMATロジスティックチームを活用し、病院支援や情報収集等を行う。</u></p> <p>ケ 県は、DMAT等の活動場所および必要に応じた参集拠点の確保を図るものとする。県は、<u>DMATによる活動と並</u></p>

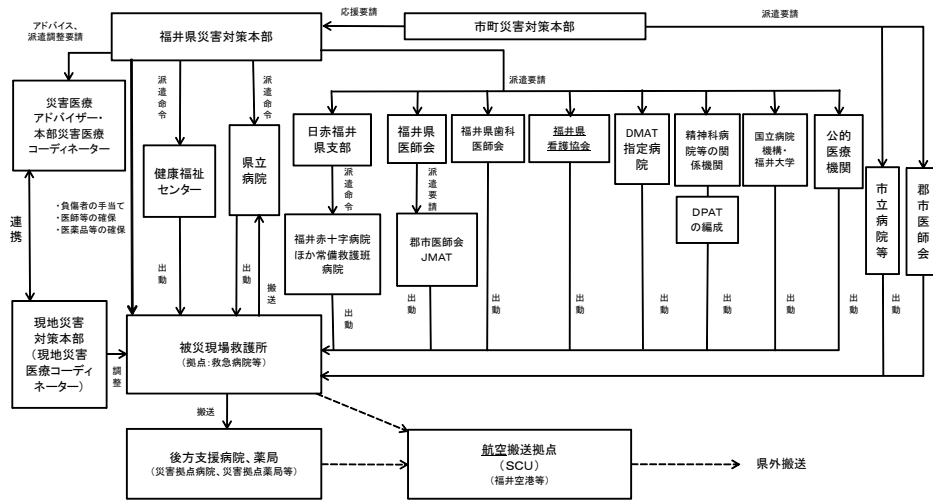
福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現行

改定案

③～④ (略)

災害医療活動体系図



(2) 医療救護活動

- ① (略)
- ② 災害派遣医療チーム (DMAT)

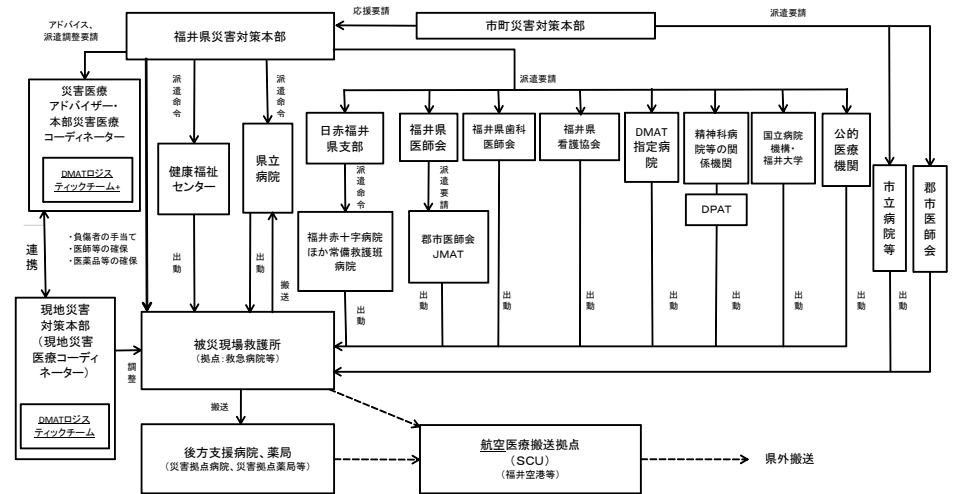
DMAT指定病院 (機関)	チーム数
福井県立病院	3
福井県済生会病院	3
福井大学医学部附属病院	3
福井赤十字病院 (日本赤十字社福井県支部)	3
公立丹南病院	1
福井勝山総合病院	1
市立敦賀病院	2
杉田玄白記念公立小浜病院	4
福井総合病院	1
合計	21

③～⑥ (略)

(3)～(4) (略)

③～④ (略)

災害医療活動体系図



(2) 医療救護活動

- ① (略)
- ② 災害派遣医療チーム (DMAT)

DMAT指定病院 (機関)	チーム数
福井県立病院	3
福井県済生会病院	3
福井大学医学部附属病院	3
福井赤十字病院 (日本赤十字社福井県支部)	3
公立丹南病院	1
福井勝山総合病院	2
市立敦賀病院	2
杉田玄白記念公立小浜病院	4
福井総合病院	1
独立行政法人国立病院機構敦賀医療センター	1
合計	23

③～⑥ (略)

(3)～(4) (略)

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>第3～4 (略)</p> <p>第13～14節 (略)</p> <p>第15節 土砂災害応急対策計画 第1～3 (略)</p> <p>第4 緊急調査の実施および土砂災害緊急情報の通知・周知 国または県は、土砂災害防災法に基づき、大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町が適切に住民への避難指示の判断を行えるよう緊急調査を実施し、被害の想定される区域・時期の情報（土砂災害緊急情報）を市町に通知し、住民へ周知する。</p> <p>第16～17節 (略)</p> <p>第18節 飲料水、食料品、生活必需品等の供給計画 第1～4 (略)</p> <p>第5 救援物資の受入れ、集積および配分 (1) (略) (2) 物資の受入れ・集積場所 県は、広域圏ごとに整備する地域防災基地において救援物資の受入れ作業および仕分け作業を行う。</p> <p>市町は、あらかじめ受入れ・集積場所を選定しておくものとし、地震や津波災害時には職員を配置し、救援物資の受入れ作業および仕分け作業を行う。</p> <p>(3) (略)</p> <p>第19～31節 (略)</p> <p>第4章 災害復旧計画 第1～4節 (略)</p>	<p>第3～4 (略)</p> <p>第13～14節 (略)</p> <p>第15節 土砂災害応急対策計画 第1～3 (略)</p> <p>第4 緊急調査の実施および土砂災害緊急情報の通知・周知 国または県は、土砂災害防災法に基づき、大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町が適切に住民への避難指示（緊急）の判断を行えるよう緊急調査を実施し、被害の想定される区域・時期の情報（土砂災害緊急情報）を市町に通知し、住民へ周知する。</p> <p>第16～17節 (略)</p> <p>第18節 飲料水、食料品、生活必需品等の供給計画 第1～4 (略)</p> <p>第5 救援物資の受入れ、集積および配分 (1) (略) (2) 物資の受入れ・集積場所 県は、広域圏ごとに整備する地域防災基地において救援物資の受入れ作業および仕分け作業を行う。 <u>また、国や他都道府県からの大量の支援物資を受け入れる場合は、予め指定する広域物流拠点の中から、被災状況等を踏まえて、開設する拠点を決定する。広域物流拠点における物資の受入れ・仕分け・配送については、民間団体等の協力を得て行うものとする。</u></p> <p>市町は、あらかじめ受入れ・集積場所を選定しておくものとし、地震や津波災害時には職員を配置し、救援物資の受入れ作業および仕分け作業を行う。</p> <p>(3) (略)</p> <p>第19～31節 (略)</p> <p>第4章 災害復旧計画 第1～4節 (略)</p>

福井県地域防災計画（雪害対策編） 新旧対照表

現 行	改 正 案																																																																																										
<p>福井県地域防災計画（雪害対策編）</p> <p>第1章 総則 第1～2節（略）</p> <p>第3節 第1 降積雪の状況</p> <p>（1）福井（単位：cm）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>最深 積雪</th> <th>降雪 合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H16</td> <td>55</td> <td>214</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>54</td> <td>256</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>30</td> <td>208</td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>17</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>56</td> <td>244</td> </tr> </tbody> </table> <p>（2）敦賀（単位：cm）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>最深 積雪</th> <th>降雪 合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H16</td> <td>19</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>39</td> <td>197</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>41</td> <td>146</td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>21</td> <td>67</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>64</td> <td>204</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2 （略）</p>		最深 積雪	降雪 合計	H16	55	214	17	54	256	(略)			25	30	208	26	17	117	27	56	244		最深 積雪	降雪 合計	H16	19	117	17	39	197	(略)			25	41	146	26	21	67	27	64	204	<p>福井県地域防災計画（雪害対策編）</p> <p>第1章 総則 第1～2節（略）</p> <p>第3節 第1 降積雪の状況</p> <p>（1）福井（単位：cm）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>最深 積雪</th> <th>降雪 合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H16</td> <td>55</td> <td>214</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>54</td> <td>256</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>30</td> <td>208</td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>17</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>56</td> <td>244</td> </tr> <tr> <td><u>28</u></td> <td><u>47</u></td> <td><u>132</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>（2）敦賀（単位：cm）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>最深 積雪</th> <th>降雪 合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H16</td> <td>19</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>39</td> <td>197</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>41</td> <td>146</td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>21</td> <td>67</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>64</td> <td>204</td> </tr> <tr> <td><u>28</u></td> <td><u>21</u></td> <td><u>58</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第2 （略）</p>		最深 積雪	降雪 合計	H16	55	214	17	54	256	(略)			25	30	208	26	17	117	27	56	244	<u>28</u>	<u>47</u>	<u>132</u>		最深 積雪	降雪 合計	H16	19	117	17	39	197	(略)			25	41	146	26	21	67	27	64	204	<u>28</u>	<u>21</u>	<u>58</u>
	最深 積雪	降雪 合計																																																																																									
H16	55	214																																																																																									
17	54	256																																																																																									
(略)																																																																																											
25	30	208																																																																																									
26	17	117																																																																																									
27	56	244																																																																																									
	最深 積雪	降雪 合計																																																																																									
H16	19	117																																																																																									
17	39	197																																																																																									
(略)																																																																																											
25	41	146																																																																																									
26	21	67																																																																																									
27	64	204																																																																																									
	最深 積雪	降雪 合計																																																																																									
H16	55	214																																																																																									
17	54	256																																																																																									
(略)																																																																																											
25	30	208																																																																																									
26	17	117																																																																																									
27	56	244																																																																																									
<u>28</u>	<u>47</u>	<u>132</u>																																																																																									
	最深 積雪	降雪 合計																																																																																									
H16	19	117																																																																																									
17	39	197																																																																																									
(略)																																																																																											
25	41	146																																																																																									
26	21	67																																																																																									
27	64	204																																																																																									
<u>28</u>	<u>21</u>	<u>58</u>																																																																																									

福井県地域防災計画（雪害対策編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>第2章 雪害予防計画 第1～8節（略）</p> <p>第3章 雪害応急対策計画 第1～2節（略）</p> <p>第3節 なだれ災害応急対策計画 第1～3（略）</p> <p>第4 避難活動 （1）～（3）（略） （4）避難者の誘導 （略） 指定地方行政機関および県は、市町から求めがあった場合には、<u>避難指示</u>または避難勧告の対象地域、判断時期等について助言するものとする。 （5）（略）</p> <p>第5～6（略）</p> <p>第4～9節（略）</p> <p>第4章 災害復旧計画（略）</p>	<p>第2章 雪害予防計画 第1～8節（略）</p> <p>第3章 雪害応急対策計画 第1～2節（略）</p> <p>第3節 なだれ災害応急対策計画 第1～3（略）</p> <p>第4 避難活動 （1）～（3）（略） （4）避難者の誘導 （略） 指定地方行政機関および県は、市町から求めがあった場合には、<u>避難指示（緊急）</u>または避難勧告の対象地域、判断時期等について助言するものとする。 （5）（略）</p> <p>第5～6（略）</p> <p>第4～9節（略）</p> <p>第4章 災害復旧計画（略）</p>